

## 大阪港 BCP(事業継続計画)の策定について

### 1. 位置付け

H26.6.3 に閣議決定された国土強靱化基本計画(国土強靱化法 [H25.12.11] 第 10 条)の着実な推進を図るために、各プログラムの進捗状況を把握・評価しながら、その都度、修正等を行う必要がある。このため、プログラムごとの推進計画・主要施策などを明らかにした「国土強靱化アクションプラン(⇒H26.6.3 国土強靱化推進本部)」が定められ、この中で『港湾 BCP の策定』が位置付けられている。

### 2. 国土強靱化アクションプラン(重要業績指標 [KPI])

国土強靱化アクションプランには「起きてはならない最悪の事態(45)」が示され、緊急度及び影響の大きさの観点などから、さらに「重点化すべき事態(15)」が選定されている。

重点化(15)のうち、次の2事態の【重要業績指標 [KPI]】として、『港湾 BCP の策定』が設定されている。(以下、※重点化すべき事態 ○推進方針[該当のみ] 【省庁名】KPI・目標値[該当のみ])

#### ※5-5)太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

⇒○港湾の BCP の策定に取り組むこと等により、港湾施設の多発同時被災による能力不足、船舶の被災による海上輸送機能の停止への対応を検討する。

⇒【国交】国際戦略港湾・国際拠点港湾・重点港湾における港湾の事業継続計画(港湾 BCP)が策定されている港湾の割合 3%(H24) → 100%(H28)

#### ※6-1)電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止

⇒○コンビナート港湾における関係者が連携した BCP を策定する。

⇒【国交】製油所が存在する港湾における、関係者との連携による製油所を考慮した港湾の事業継続計画(港湾 BCP)策定率 0%(H24) → 100%(H28)

### 3. 国土交通省からの要請

上記を受け、H26.6 に国土交通省より「港湾の事業継続計画(BCP)」策定に関する要請が港湾管理者に対して行われた。

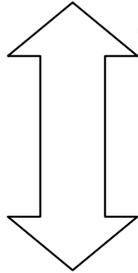
⇒上記2. アクションプランでは「港湾 BCP」の策定期限は「H28 年度末」となっているが、近畿はベースとなる「大阪湾 BCP(案)」の検討が上記以前より進められ、H25 年度末に策定・公表が行われているため、策定期限は 1 年早い「H27 年度末」となっている。

#### 4. 大阪湾BCP(案)について

##### **大阪湾港湾機能継続計画(BCP)推進協議会**

※構成は学識者・官・民の関係機関 事務局:近畿地方整備局

【大阪湾BCP(案)の策定(直下型・海溝型)H26.3.31公表 H23.9より検討を開始】



・地震発生時の緊急物資輸送活動(発災後3日以内)及び国際コンテナ輸送活動(発災後7日以内)に対する、復旧の対処行動と目標時間が設定されている。

⇒なお、本件はH20～H22に検討してきたが、東日本大震災を受け、内容を充実。今後、「大阪湾港湾広域防災協議会」で提起された課題に対する具体策を検討。

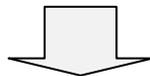
##### **大阪湾港湾広域防災協議会**

※構成は国・地方の行政機関 事務局:近畿地方整備局

【港湾法の改正(H25.11.22 第50条の4)に伴い、新たに設置された法定協議会 H26.3.25～】

〔港湾管理者を異にする二以上の港湾について、港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持に関し必要な協議を行うための「協議会」を組織することができる。〕

⇒大阪湾BCP(案)の実効性を高めるため、港湾相互間の連携等について協議



以上より、H27度末までに「大阪港BCP(事業継続計画)」を策定するため、今後、本格的に検討作業を進めていく。

#### ●今後の予定

##### ・「大阪港BCP」策定にむけた検討会議の設置

⇒「大阪港地震・津波対策連絡会議・小会議」の枠組み(海上対策関係小会議)を活用し、検討体制を構築する。(H27.3.25の「大阪港地震・津波対策連絡会議」にて提案・了承)

##### ・「大阪港BCP・海上対策関係小会議(仮称)」※H27年度は年4回程度開催予定

【緊急物資輸送および国際コンテナ輸送の実施体制】に関する具体的な検討

※関係主体(メンバー) 12機関(上段:現メンバー 下段:追加メンバー)

大阪海上保安監部・大阪府・大阪市・大阪港運協会・大阪船主会・大阪フェリー協会

大阪税関・近畿地整・水先人会・大阪港タグセンター・阪神国際港湾(株)・大阪港埠頭(株)